

社会福祉法人あんなか福社会役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、あんなか福社会（以下「法人」という。）の役員・評議員に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員・評議員の報酬（以下「報酬」という。）は、別表のとおりとする。ただし、評議員には、定款第9条第1項で定める金額の範囲内で支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 4 法人の職員が役員に就任した場合には、報酬は支給しない。

(支給方法)

第3条 報酬は、その都度支給する。ただし、理事長の決裁職務については、一月分を翌月支給する。

(費用弁償)

第4条 役員・評議員が職務のため旅行、または出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費は、法人旅費支給規程（以下「旅費支給規程」という。）に基づき支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日（平成29年11月7日）から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報	酬
理 事 長	決裁職務1回につき	3,000円
理 事 ・ 監 事	会議出席1回につき	6,000円
評 議 員	会議出席1回につき	6,000円